

①都道府県	②市区町村名	I 令和2年度就学援助制度の実施について																II 自由記述欄	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																(2) (1) ①及び③のEの内容	
		(1) 令和2年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況について（あてはまるもの1つに○）																	
<小学校>① 実施・検討状況について				<小学校>②				<中学校>③ 実施・検討状況について				<中学校>④							
ア、入学前支給を行っている。	イ、入学前支給を行っているが、現在検討はしている。	ウ、入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ、その他 → (2)	ア、令和元年度（令和2年度新入学分）以前	イ、令和2年度（令和3年度新入学分）	ウ、令和3年度（令和4年度新入学分）以降	エ、未定	ア、入学前支給を行っている。	イ、入学前支給を行っているが、現在検討はしている。	ウ、入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ、その他 → (2)	ア、令和元年度（令和2年度新入学分）以前	イ、令和2年度（令和3年度新入学分）	ウ、令和3年度（令和4年度新入学分）以降	エ、未定	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する貴市区町村の取組・対応について、これまでの回答への補足			
22	22	13	0	7	2	13	0	0	0	13	0	6	3	13	0		0	0	3
山梨県	甲府市	○				○				○				○					
山梨県	富士吉田市	○				○				○				○					
山梨県	都留市	○				○				○				○					
山梨県	山梨市	○				○				○				○					
山梨県	大月市	○				○				○				○					
山梨県	韮崎市	○				○				○				○					
山梨県	南アルプス市	○				○				○				○					
山梨県	北杜市	○				○				○				○					
山梨県	甲斐市	○				○				○				○					
山梨県	笛吹市	○				○				○				○					
山梨県	上野原市	○				○				○				○					
山梨県	甲州市	○				○				○				○					
山梨県	中央市	○				○				○				○					
山梨県	身延町				○														就学援助制度とは別に、本町に住所を有する児童生徒の保護者に対して、小中学校等に入学する前年度に入学支度金を支給しているため。※ただし、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることを要件とする。
山梨県	南部町			○															
山梨県	道志村			○															
山梨県	西桂町			○															
山梨県	忍野村			○															
山梨県	山中湖村			○															入学前支給については、その時点で所得状況が不明のため判定が困難である。
山梨県	橋沢村			○															管内に中学校がないため記載なし
山梨県	小菅村			○															
山梨県	河口湖南中学校組合				○														一部事務組合の管下中学校1校で学齢簿・学籍を持たないため入学者を限定できない。